

2019年10月吉日

株式会社イーステーション

消費税法改正に伴う請求のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り、2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号および第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます）の税率が10%へ引き上げられました。

これにより弊社からお取引先様へのご請求に関しては、改正消費税法ならびに消費税転嫁対策特別措置法（平成28年法律第85号）に準拠し、新税率の適用を受ける部分については新税率（10%）にて計算しご請求いたしますので、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

番組料金の前払いの取扱いについて（継続契約の料金）

2019年9月30日以前にご契約をいただいたものでも、役務提供の完了日が消費税等の税率引き上げ施行日（2019年10月1日）以降となる部分については、契約のご締結・ご入金の時期にかかるわらず税率変更後の消費税率10%が適用されることになります。

つきましては、新税率（10%）と旧税率（8%）の差額分をご請求させていただきます。

以上

本件に関するお問い合わせ先

株式会社イーステーション メディア事業統括部
千代田区神田神保町1-54-4-4F
電話：03-5283-7911

